

■ 4条1項11号

不服 2019-14183

＜本願商標＞

「TUCKER」（標準文字）

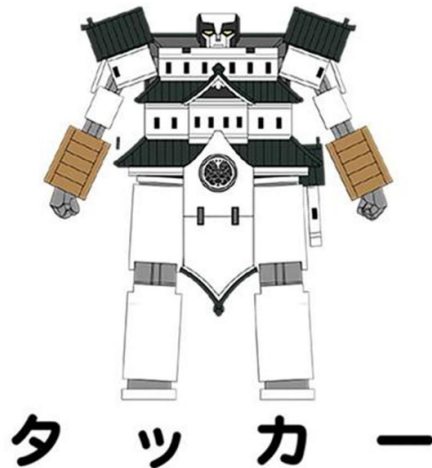
第6類「金属製のクリップ及び締め具，その他の金属製金具，溶接用スタッド，溶接用ナット，溶接用ブラケット，リベット，建築用又は構築用の金属製専用材料」

※補正後の指定商品

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は，登録すべきものとする。

＜原査定理由＞



引用商標：

第35類「手動利器・手動工具及び金具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，建築材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を含む第35類及び第41類に属する商標登録原簿に記載のとおり役務を指定役務

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

1 本願商標

本願商標は、「TUCKER」の欧文字を標準文字で表してなるところ，当該文字は，「ひだを取る人（もの）」等の意味を有する英語として辞書に記載された既成語であるものの（「ランダムハウス英和大辞典 第2版」株式会社小学館），我が国においてその意味が広く

知られた語とまではいえないから、一種の造語として理解されるものであり、特定の観念を生じないものである。

そして、造語として理解される欧文字は、一般に、我が国において親しまれた英語読み又はローマ字読みに倣って称呼されることから、「TUCKER」の欧文字は、英語の読み倣って「タッカー」の称呼を生じるものである。

したがって、本願商標は、その構成文字に相応して、「タッカー」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

## 2 引用商標

引用商標は、・・・、大きく表した図形部分と、そのすぐ下に黒色で書した「タッカー」の文字とを組み合わせるところ、当該図形部分は、その一部に日本の城の屋根のような図形及び家紋のような図形を有し、さらに、ロボット人形の顔、手、足のような図形を有することから、図形部分全体として、日本の城をモチーフとしたロボット人形のキャラクターを表したもの（以下、図形部分全体を「キャラクター図形」という。）と理解されるものである。

また、当該キャラクター図形は、目にあたる部分を黄色、腕にあたる部分を茶色としつつ、全体的には、そのすぐ下に位置する「タッカー」の文字の黒色と同系色といえる、黒、グレー、白の色を基調とした色彩構成からなるものである。

そして、「タッカー」の文字は、「ミシンのひだ取り器、押さえ金と交換して取り付ける。」等の意味を有する外来語として辞書に記載された語であるものの（「コンサイスカタカナ語辞典 第4版」株式会社三省堂）、我が国においてその意味が広く知られた語とまではいえないことから、一種の造語として理解されるものである。

そうすると、引用商標の上記のような構成態様において、一種の造語として理解される「タッカー」の文字は、そのすぐ上に位置するキャラクター図形の名称又は愛称を表したものと無理なく理解、認識できるものである。

したがって、引用商標は、その構成中の「タッカー」の文字に相応して「タッカー」の称呼を生じ、構成全体から、「『タッカー』という名称又は愛称のキャラクター」程の観念を生じるものとみるのが相当である。

### 3 本願商標と引用商標との類否

本願商標と引用商標との類否について検討するに、両者は、外観においては、図形の有無の差異、及び本願商標を構成する「TUCKER」の文字と引用商標の構成中の「タッカー」の文字とにおける文字種の差異を有することから、外観上、その印象が著しく相違し、判然と区別し得るものである。

次に、称呼においては、本願商標から生じる「タッカー」の称呼と引用商標から生じる「タッカー」の称呼とは、称呼上、同一である。

さらに、観念においては、本願商標は、特定の観念を生じないものであり、引用商標は、『タッカー』という名称又は愛称のキャラクター」程の観念を生じるものであるから、観念上、明らかに区別し得るものである。

したがって、本願商標と引用商標とは、称呼上、同一であるとしても、外観上、その印象が著しく相違し、判然と区別し得るものであり、観念上も、明らかに区別し得るものであるから、これらを総合して全体的に考察すれば、本願商標は、引用商標と商品及び役務の出所について混同を生じるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

### 4 まとめ

以上のとおり、本願商標と引用商標とは非類似の商標であるから、本願商標の指定商品と引用商標の指定役務との類否について判断するまでもなく、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

### <弁理士コメント>

本願商標「TUCKER」と、引用商標「上段にキャラクター図形+下段に『タッカー』の文字」は、称呼上同一であるとしても、外観上その印象が著しく相違し、判然と区別し得るものであり、観念上も明らかに区別し得るものであるから、これらを総合して全体的に考察すれば、本願商標は、引用商標と商品及び役務の出所について混同を生じるおそれのない非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

いわゆる「キャラクター商標」を商標登録する際、上段にイラスト、下段にキャラクター名を配した商標見本とするのは、実務上もよく見かける手法です。イラストとキャラクター名を別々に商標登録する場合に比べて、費用を抑えられるというメリットがあります。

一方、この場合のデメリットの一つとしては、他の商標との類否が判断される際に、要素ごとに商標登録する場合よりも、類似範囲が狭くなる可能性がある点が挙げられます。

本事件は、まさに引用商標のそのようなデメリットが際立ってしまったケースと言えるでしょう。もし、イラストとキャラクター名を別々に商標登録していれば、結果は変わっていた可能性も考えられます。(当職は、「キャラクター商標」は、要素ごとに商標登録することを基本オススメしますが、本事件のような事態になることがあるのが、その理由です。)

なお、引用商標のような商標見本とした場合、このように併記した態様で使用しておかなければ、不使用取消審判で取消となるリスクが高い点にも、注意する必要があります。

上段にイラスト、下段にキャラクター名を配した商標見本のキャラクター図形に関する商標の類似性が争われた最近の審決としては、**不服 2019-2683** 等があります。

こちらは、本事件とは逆の結論となっており、下記のキャラクター商標は、「O s h i e r u」(標準文字)と類似であると判断されています。こちらは本事件とは異なり、両商標の観念の同一性が認定された影響が大きいと考えられます。



オシエル

※不服 2019-2683 の本願商標

(弁理士 永露 祥生)

< 2020年6月18日 >